

農 政 第 1 6 4 4 号  
平成 2 9 年 9 月 1 2 日

一般社団法人 石川県建設業協会 様

石川県農林水産部長



石川県農林水産部における工事及び業務写真の黒板情報電子化の試行について

このことについて、現場における写真撮影や撮影後における写真整理・管理の効率化を図るため、別紙の「石川県農林水産部における工事・業務写真の黒板情報電子化に関する運用指針」に基づき試行することとしたので、参考に送付いたします。

(事務担当)  
農業政策課技術管理室  
TEL 076-225-1617  
FAX 076-225-1891

# 工事・業務写真における黒板情報の電子化について

平成29年10月

農林水産部農業政策課  
技術管理室

## 工事・業務写真における黒板情報の電子化（写真撮影）

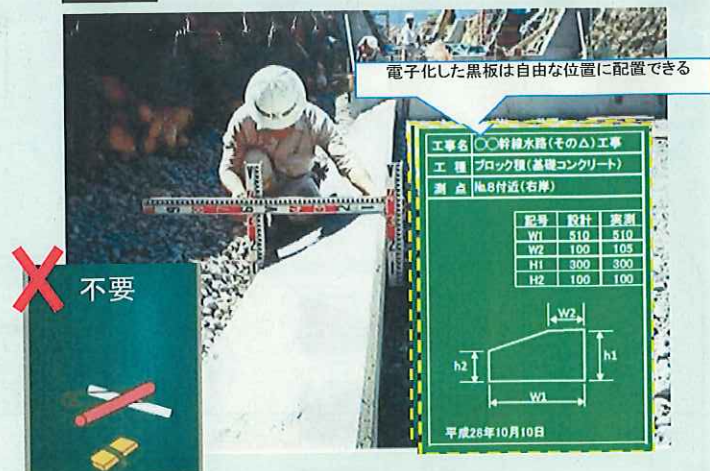
工事・業務写真における黒板情報の電子化は、工事・業務写真等における黒板等の記載内容を電子情報として被写体画像と同時に記録し写真データ化することにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るもの。

### 導入前



- ・黒板の携行やチョークの消し書きなどの作業が必要
- ・作業員が黒板を持って掲示させるケースもあり

### 導入後



- ・黒板の携行やチョークの消し書き作業が不要
- ・電子化された黒板に、工種や撮影箇所などの情報を入力

**(効果) 写真撮影の省力化**



# 工事・業務写真における黒板情報の電子化（写真帳作成）

## 写真撮影



or



## 写真帳作成

クラウド  
(フォルダに保存)

工種

種別



写真帳

写真管理ソフトウェア

**(効果) 写真整理の効率化**

工事完成時及び業務完了時に納品する際には、チェックシステム又はチェックシステムを搭載した写真管理ソフトウェアを用いて写真の信憑性確認を行うことにより、「石川県土木施工管理基準写真管理基準（案）」及び石川県電子納品ガイドラインにおける「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」において禁止される「写真編集」には該当しない。

# 工事・業務写真における黒板情報の電子化（信憑性確認）

## 信憑性確認の流れ(例)

①撮影した写真をパソコンに保存

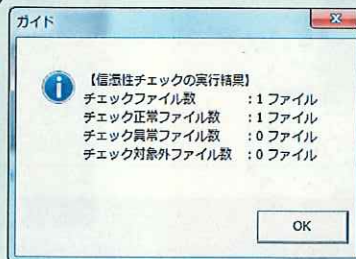
②チェックシステムを起動し、信憑性をチェックする写真を選択

③画面上に表示されるチェック結果を確認

④チェック結果をCSVファイル出力し、監督員及び調査職員へ提出



信憑性チェックシステムのメイン画面



信憑性チェックの結果表示

CSVファイル(表)形式により出力し、監督員に提出。チェック結果には、以下の項目が記入されるため、結果の確認も容易にできる。  
 (1)チェック日時  
 (2)チェック結果  
 (3)フォルダ名  
 (4)ファイルパス



## 石川県農林水産部における工事・業務写真の黑板情報電子化に関する運用指針

## 1. 目的

工事・業務において受注者が納品する写真については、石川県土木工事施工管理基準等に基づき、写真中に工事・業務名、工種、作業内容等の情報を記入した黑板を写し込むこととされている。この黑板に記載する情報について、電子情報として被写体画像と同時に記録してデータ化することにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図ることを目的とする。

## 2. 適用

黑板情報の電子化の適用範囲は、写真を納品する必要がある工事及び業務とする。受注者は工事等契約後に監督員・調査職員の承諾を得たうえで、黑板情報を電子化した写真を納品することができる。

## 3. 使用する機器・ソフトウェア

黑板の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「写真管理基準（案）」に示す項目について電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

## 4. 機器等の導入

機器等は、受注者が準備し、使用前に監督員・調査職員の承諾を得るものとする。（参考）使用機器の事例 URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照。ただし、この事例中の機器の事例に限定するものではない。

## 5. 写真の納品

黑板の電子化を行った写真（以下、「黑板電子化写真」という。）を工事完成時または業務完了時に納品する際には、受注者が、URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて黑板電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員・調査職員へ提出するものとする。

## 6. 機器等の導入に必要な費用

機器等の導入に必要な費用は、次表に示す費目に含まれるものとし、別途の積み上げ計上は行わない。

項 目	費 目
工事	技術管理費の写真管理に要する費用
地質、土質調査業務	間接調査費の施工管理費
測量業務	直接経費のその他
設計業務	直接経費のその他

## 7. その他

- (1) 本運用指針に基づく黑板情報の電子化は、「石川県土木施工管理基準写真管理基準（案）」及び石川県電子納品ガイドラインにおける「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (2) 対象工事・業務において、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、使用機器の利用を限定するものではなく、従来方式との混在も可能とする。
- (3) 黑板情報の電子化を適用した場合は、従来の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

## 8. 特記仕様書の記載例

特記仕様書は、別紙の記載例を参考に作成するものとする。

### 附 則

この運用指針は平成 29 年 10 月 1 日から施行する。



## 特記仕様書〔記載例〕

○工事写真における  
黒板情報の電子化に  
ついて

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「石川県土木工事施工管理基準写真管理基準(案)」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「石川県土木工事施工管理基準写真管理基準(案)」及び「石川県電子納品ガイドライン」によるものとする。なお上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「石川県土木工事施工管理基準写真管理基準(案)」及び石川県電子納品ガイドラインにおける「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 本工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合はこの限りではなく、従来方式との混在も可能とする。
- 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)

	<p>のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p>
--	---



## 特記仕様書〔記載例〕

○業務写真における  
黒板情報の電子化に  
ついて

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に調査職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、調査職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

2) 本業務の業務写真の取扱いは、「石川県電子納品ガイドライン」によるものとする。なお上記1)に示す黒板情報の電子的記入については石川県電子納品ガイドラインにおける「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 本業務において、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合はこの限りではなく、従来方式との混在も可能とする。

4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)

のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を調査職員へ提出するものと



	<p>(5) 費用</p> <p>【地質、土質調査業務の場合】</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。</p> <p>【測量・設計業務の場合】</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p>
--	--